

特集 戦前日本の所得と消費と労働

第三次産業所得の再推計 ——『長期経済統計』改訂の試み——

攝 津 斉 彦

本稿では、大川一司等による『長期経済統計1 国民所得』で推計された産業別所得のうち、第三次産業所得に焦点をあて、その再推計を試みる。第三次産業所得の推計にあたって、大川等是有業者数に1人あたり所得を乗じて総所得を求める所得アプローチを採用した。しかし、そこで用いられた有業者数が総所得推計後に改訂されたため、『長期経済統計』シリーズの完結後も、総所得推計と有業者数推計の平仄が合わないままになっていた。本稿は両者の齟齬の解消を第一の目的とし、これに1人あたり所得系列の再計算および副業者所得の推計を加えることで、大川等による推計値を大幅に改訂した。

JEL Classification Codes: E01, N15, N75

1. はじめに

大川一司らによる『長期経済統計』(Long-Term Economic Statistics: LTES)シリーズの最終巻、梅村又次他『長期経済統計2 労働力』(以下『労働力』とする)および江見康一・伊東政吉・江口英一『長期経済統計5 貯蓄と通貨』が刊行されたのは1988年のことであるから、2008年でちょうどLTES完結20周年を迎えたことになる。もっとも、LTESの最初の巻、南亮進による『鉄道と電力』が刊行されたのは1965年のことであり、更に言えば、LTESの源流ともいえるべき、大川一司編『日本経済の成長率』の刊行は1956年であるから、その濫觴から現在に至るまで、すでに半世紀以上が経過している。この間、LTESの精神は途絶えることなく、LTES完結後は、尾高煌之助・斎藤修・深尾京司を監修者とした『アジア長期経済統計』(Asian Historical Statistics: ASHSTAT)シリーズへと受け継がれた。そして、2008年12月、その最初の成果である『アジア長期経済統計1: 台湾』が、溝口敏行を編者として刊行された。

この『アジア長期経済統計』シリーズは、アジア各国版のLTESともいえるべきものであるが、そのシリーズ中に日本編の出版が計画されている。これは、LTES完結後20年を経て、

LTESの中でも弱い部分に焦点をあて、その改訂を試みることに、さらには、LTESでは実現しなかった地域別GDPの推計に挑戦することを企図したものである。本稿では、『アジア長期経済統計: 日本』に向けての基礎作業として、「LTESの弱い部分」の一つである第三次産業所得改訂を試みる¹⁾。

2. LTESの「弱点」

LTESの第三次産業所得がどのように「弱い」のかを知るためには、LTESにかんする書評を引くのが有用であろう。まず、佐藤和夫の評を見てみよう。佐藤は、LTESを構成する各巻を統合するものとして1974年に刊行された大川一司他『長期経済統計1 国民所得』(以下、『国民所得』とする)について、「産業別生産所得の推計で一番弱いのは、商業サービス業である。広義の商業サービス業Aは公務・自由業・家事使用人等・狭義の商業サービス業Bにより構成されているが、NDP[Net Domestic Product: 国内純生産——引用者注](帰属家賃を除く)のシェアはAが1/3強、Bが1/5前後であって、量的には重要なセクターである。しかし公務以外の所得は資料が極めて弱く、推計方法は『労働力』[この書評が執筆された当時(1979年)は未刊行——引用者注]で推計される有業者数に、法人・職員・労働者・個人業主1

人当り年所得の推計値を乗ずるというものである。推計の苦勞が最も大きかったところであろうが、精度も一段低いものと考えられる」としている(佐藤(1979)p. 15)。さらに安場保吉は、LTESの全巻が刊行された後、その全14巻を包括的に検討した書評を執筆し、第三次産業所得について「1905-40年間は詳しい推計があるものの、1885-1904年については「簡易延長により推計した」とされており、いささか困惑する。多くの場合、有業者数×所得という形で生産額が推計されているが、梅村ワークシートによるとされている有業者数は後に出版された『労働力』の数字と一致していない」と指摘している(安場(1989)pp. 337-338)。両者の評を総合すると、①第三次産業所得がNDPに占める割合は非常に大きいにもかかわらず、その推計の精度は資料上の問題から(特に1885年から1904年にかけて)低い。②さらに、推計のベースとなる有業者数は、『国民所得』で用いられているものと、『労働力』に掲載されているものが一致していない、ということになる。

①の問題点については、新たな資料が発掘されない限り改善の方策を見つけることは難しい²⁾。しかし、②については、両者の齟齬を埋めることはそれほど困難な話ではないように思われる。実際、『国民所得』で第三次産業所得の推計を担当した高松信清は、『労働力』においてその改訂を試みている(梅村他(1988)pp. 134-141)。しかし残念なことに、従業地位別の商業サービス業B従業者数の推計が完成したところで高松が他界したため、改訂作業は途中で中断し、その未完の成果が遺稿として『労働力』に掲載されることになった。

本稿の目的の第一は、LTES改訂に向けての第一歩として、高松がやり残した仕事を完遂することにある。それに加えて、第二に、高松による推計において、非常に強い仮定に基づいて推計された第三次産業副業者数に焦点をあて、その改善を試みる。以下、商業サービス業AのNDPの中で最大のウェイトを占める狭義の商業サービス業B所得をまず検討し、ついで残りの公務・自由業・家事使用人所得をとりあげることにしたい。

本論に入る前に、LTESにおける商業サービ

ス業A所得の推計方法を簡単に説明しておく。商業サービス業Aは、①公務、②自由業、③家事使用人等、④商業サービス業Bの4つの要素で構成されている。④の商業サービス業Bは、物品販売業、媒介周旋業、金融保険業、旅宿飲食店浴場業等、雑多な業種を含んでおり、一種のブラックボックスになっているため、商業サービス業Aに占める割合が最も大きいにもかかわらず、特にその推計が難しい。

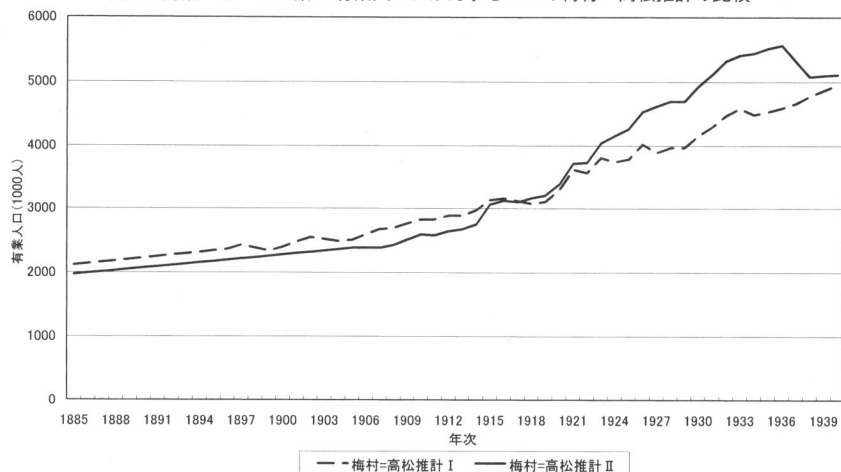
安場保吉の言にもあるとおり、商業サービス業Aの所得は有業人口×単位あたり所得の形で求められており、いわゆる所得アプローチが採用されている。これは、商業サービス業Aには含まれていない交通通信業も同様で、total outputの把握が困難な第三次産業所得を推計するため、歴史統計の推計においてよく用いられる方法である³⁾。LTESでは、所得については、まず名目の1人あたり所得指数(商業サービス業Bにおける法人の場合は利益金指数)を算出、もしくは他の指数で代用し、別途算出したベンチマーク年の1人あたり所得をこの指数に掛けることで各年の所得を求める、という方法を用いている。安場によって問題点が指摘されたもう一方の要素である有業人口については、梅村又次が推計した1906年から1940年までの産業別有業人口を基礎とし、高松信清がこれを1885年まで延長したものを用いている(ただし、後述のとおり、公務については別資料から有業人口を算出)。安場が指摘したような問題は、有業人口推計の基礎となる梅村推計が、長期にわたるLTES編製期間中に改訂されたために生じたものであるが、この経緯については、次節で触れることにしたい。

3. 商業サービス業B所得の検討

3.1 有業人口の改訂

『国民所得』で用いられている商業サービス業Aの有業人口は、統計研究会長期経済統計研究委員会(主査：大川一司)が1969年に刊行した『長期経済統計整備改善に関する研究[III]』所収の梅村又次による産業別有業者推計(以後、旧梅村推計とする)をベースに高松信清が算出したものである(同じく、梅村=高松推計Iとする)⁴⁾。しかし、『国民所得』が刊行

図1. 商業・サービス業B有業人口にかんする二つの梅村=高松推計の比較



される前年の1973年、梅村は産業別有業人口の改訂版を『経済研究』誌上に発表する(新梅村推計とする)。この改訂によって生じた差は後に見るようになりに大きかったが、『国民所得』ではこの改訂は反映されず、かろうじて注に「『長期経済統計』第2巻『人口と労働力』[出版時は『労働力』に改題——引用者注](近刊)の計数は、この推計の改訂である」とだけ記すにとどまった(大川他(1974), p.126)⁵⁾。

その後、『国民所得』の英語版であり改訂版でもある Ohkawa, Kazushi and Miyoei Shino-hara eds. *Patterns of Japanese Economic Development: A Quantitative Appraisal* が1979年に刊行されたが、そこでも商業サービス業所得の推計にたいして梅村推計の改訂は反映されなかった⁶⁾。その一方で、同書に収録された産業別有業人口は、新梅村推計の数値を若干改訂したものであったから、同書では有業人口にかんして一種のねじれが生じていたことになる。そしてそのねじれを解消すべく、高松が新梅村推計にもとづいた再推計を試みたが、道半ばに終わったことはすでに述べたとおりである⁷⁾。

高松によって遺されたのは、商業サービス業Bにかんする従業地位別の有業者数であり、公務、自由業、家事使用人等については、全く手が付けられていない。この点については後節に譲り、ここでは高松による改訂版推計(梅村=高松推計IIとする)を用いて、高松が目指した商業サービス業B所得の改訂に一応の締めくくりをつけることにしたい。

まず、商業サービス業B有業者にかんする梅村=高松推計Iと梅村=高松推計IIの違いを見てみよう。図1がそれである。1910年代末を境に、それ以前では梅村=高松推計IIが若干小さく、それ以降、特に1920年代後半から1930年代後半にかけて、梅村=高松推計II

の有業者数が、梅村=高松推計Iの値を大きく上まわっていることがわかる。

『国民所得』における商業サービス業B所得の推計方法は、同部門の有業者を、従業地位別に、法人、個人営業者(免税点以上)、同(免税点以下)、家族従業者、雇用者に分割し、それぞれについて別途求めた一人(一社)あたり所得系列を乗じて総所得を求めるというものである(ただし、家族従業者については、免税点以下個人営業者に含めて算出する)。梅村=高松推計IIでは、既に有業者の従業地位別分割がなされているから、『国民所得』で用いられた梅村=高松推計Iの系列を、この系列に入れ替えさえすれば、改訂は完了ということになる⁸⁾。しかし、話はそう簡単ではない。というのも、『国民所得』に掲載されている商業サービス業Bの従業地位別所得系列(大川他(1974)p.208)を、梅村=高松推計Iの有業人口で除した値は、単位あたりの所得もしくは利益となるはずであるが、この値が、同書の解説に記されている方法を追試して求めた値と必ずしも一致しないからである。

3.2 単位あたり所得の検討

すでに述べたとおり、『国民所得』の商業サービス業A所得は、有業人口×単位あたり所得で算出されているが、入手可能な史料の質・量から見ても、前節でとりあげた有業人口の推計以上に、単位あたり所得の推計は難しい。『国民所得』における単位あたり所得の基本的

表 1. ベンチマーク年単位あたり所得の比較

	年次	推計編	逆算	(円) 再推計
法人所得	1924, 1935	15,100 [1924], 7,100 [1935]		
個人業主(納税)	1935		1,148	
個人業主(免税)	1935	944, (1,049.4?)	944	865.6
雇用者	1930	592.9	678.4	581.9
職員	1930	1,160	—	1,121.6
労働者	1930	366	—	366
1899-1901 年平均 1 人あたり所得	1899-1901	197		210.7

出所) 本文参照.

な推計方法は、ベンチマーク年における単位あたり所得額を求めた後、別途算出した名目所得指数をそれに乗じることで延長するというかなり大胆なものである。もちろん、各要素が正確に推計できれば問題ないはずであるが、それを直接推計するためのデータはほとんどなく、実際には、所得指数については他産業の賃金指数などで代替したり、ベンチマーク年所得については 1930 年に東京市で実施された所得調査のデータに依拠したりと、推計にかなり苦労している様子が見えがえる。

商業サービス業 B について、LTES では従業員地位に応じて、①法人、②個人業主(納税業主)、③個人業主(家族従業員込の非課税業主)、④雇用者の四つに分割して推計を行っている。ただし、これらの分割は 1899 年から 1940 年までについてのみであり、それ以前の 1885 年から 1898 年については、全有業者 1 人あたり所得による推計になっている。各要素の単位あたり所得額については、『国民所得』の推計編にその推計方法と、ベンチマーク年所得額および名目所得指数、もしくは両者から算出された単位あたり所得額系列が掲載されている。これらの系列は、同書中の有業人口で商業サービス業 B の所得系列を除すことによっても算出でき、両者は一致するはずである。しかし、実際に両者を比較してみると、所得指数はほぼ一致しているものの、ベンチマーク年の所得に相違が見られる。これに加えて、同書に記載されている推計方法を追試して算出したベンチマーク年所得は、必ずしも推計編の数値および総所得を有業人口で割り戻して求めた逆算値と一致しない。推計編の数値、逆算値および再推計して求めた数値を比較した表 1 を見てみよう。法人所得、個人業主(納税業主)については、三者とも一致

しているが、個人業主(免税業主)、雇用者に無視できない差が生じている。個人業主(免税業主)の所得は、雇用者の所得に基づいて推計されているので、はじめに雇用者所得について検討しよう。

3.2.1 雇用者所得の検討

雇用者の所得は、職員賃金と労働者賃金の加重平均として求められている。表 1 の雇用者欄の下段にある、職員および労働者がそれぞれの賃金である。『国民所得』推計編では、職員賃金については、1930 年の『東京市民の所得調査』にもとづき、1 人あたり 1160 円、労働者については、統計研究会長期経済統計研究委員会(1967)の佐野陽子による推計にもとづき、1 人あたり 366 円としている。そして、両者の加重平均を 1920 年の国勢調査における「職員」と「労務者」の比率 1 と 2.5 をウェイトとしてとり、労職賃金をもとめている。これは、所得指数についても同様である(大川他(1974) pp. 139-140)。

同書中には、この労職賃金の算出値は掲載されていないが、実際に計算してみると、592.9 円になる。しかし、逆算して求めた 1930 年の 1 人あたり所得は、表 1 のとおり 678.4 円となり、この場合、職員を 1 として労働者のウェイトをさらに逆算してみると、1.54 になる。

元来の職員賃金と労働者賃金のウェイトは、内閣統計局(1933)からとられたもので、原資料を確認してみると、「職業(大分類)別有業者千中職業上ノ地位別割合及男女比例」に職員数および労務者数の千分比、127 : 347 と記載されており、これはすなわち 1 : 2.73 に相当する⁹⁾。よって、推計編のウェイトは原資料にほぼ一致しており、逆算値のウェイトがこれと大きく乖離していることがわかる。

さらに、職員賃金を『東京市民の所得調査』のデータから再計算してみると、推計編にある 1160 円ではなく 1121.6 円となり、これをもとに 1 : 2.5 のウェイトで労職賃金を算出すると 581.9 円、逆算値より 100 円程度低い結果になる(表 1 参照)¹⁰⁾。

また、所得を各年に延長する所得指数について一言しておく、推計編の指数と逆算して求めた指数はほぼ一致しているが、再推計したものは若干これらとは異なっている。これは、労働者賃金指数を算出する際に用いられる個人消費支出デフレータが、『国民所得』における労働者賃金指数算出後に改訂されたためである¹¹⁾。これにより、労働者賃金指数をベースに推計される労職賃金指数、個人業主1人あたり賃金指数を再推計したものは、推計編および逆算値と若干異なることになる。

3.2.2 個人業主(免税業主)所得の検討

個人業主所得(免税業主)所得は、上述の雇用者所得にもとづいて推計されている。1人あたり雇用者所得系列(労職賃金系列)の1935年値677円に家族従業員賃金267円を加え、944円をその所得としており、これは推計編、逆算値ともに一致している(大川他(1974)p.141)。

上述のように雇用者所得の系列が改訂されれば、個人業主(免税業主)所得もまた変化することは至極当然のことであるが、個人業主(免税業主)所得の推計方法にはひとつ不明な点がある。それは家族従業員賃金の算定方法である。推計編の記述には、賃金944円について、「その内訳は業主賃金677円、家族従業員賃金267円(1業主に対し家族従業員0.55人)である」としている。1業主にたいする家族従業員の比率0.55は、1935年の個人業主(納税、免税込み)数(2,060人)と家族従業員数(1,131人)との比率をとったものと考えられるが、この比率を何に掛けることによって267円という金額が出てきたのかがよく分からない。業主に対する比率であるから、素直に考えれば業主賃金677円に0.55をかけることになるはずであるが、実際に計算するとその値は372.3となり、677円と合わせると1049.4円になる(表1参照)。家族従業員賃金を(労職賃金ではなく)労働者賃金系列からとった可能性も考えたが、推計編の指数系列から算出される1935年の労働者賃金は367.5円であり、0.55をかけると202.1円となり、267円とは大きく異なる値になる。

現時点ではこの問題を解決する術は見つからないので、再推計にあたっては、再推計した雇

用者所得系列の1935年の値581.86円に、梅村=高松推計Ⅱから求めた同年の個人業主数と家族従業員数の比率0.487をかけたものを家族従業員賃金とし、表1に示したとおり、計865.6円を1935年の個人業主(免税業主)所得とした。

以上、検討してきたように、所得系列については推計編の値、逆算値、再推計値の間には大きなものから小さなものまで、いくつかの差違が存在する。しかし、これらの差違がなぜ生じたのか、その理由についてはよく分からないものが多い。逆算値と推計編の不一致については、これを単なる計算ミスと一蹴することも可能であるが、ここでは、逆算値には推計者の何らかの意図が反映されていると見なし、その値を尊重することにした。そして、これとは別に推計編の解説にもとづいて所得系列を再推計し、これらの系列を用いて二つの商業サービス業B所得を算出することにした。

3.3 副業者数の再推計¹²⁾

3.3.1 商業サービス業Bにおける副業者数

梅村推計は旧系列、新系列ともに、本業者をベースに有業人口が推計されており、そこには副業者が含まれていない。しかし、斎藤・西川(2007)および斎藤(2008)第5章が示唆するとおり、幕末期の日本においては、(主に農家の)総所得に占める副業所得(非農所得)の割合は大きく、戦前期の日本について国民所得推計に所得アプローチを採用する場合、この副業分を考慮しないとすれば、その値は実態よりもかなりの程度過小になることが予想される。『国民所得』でもこの点に配慮し、副業者による商業サービス業B所得を別途推計している。しかし、資料の制約が大きく、その推計方法はかなり大雑把なものになっている。

『国民所得』の推計方法の概要は、商業従業者数(梅村=高松推計Ⅰ)に、一定の比率を掛け合わせて副業者数を算出し、副業者1人あたり所得は1人あたり雇用者所得の半分とするというものである。ここでの比率の典拠は、1920年と1930年の国勢調査からの抽出調査データであり、ここから得られる1920年と1930年の商業本業者数と商業副業者数(他産業従業者お

よび無業者のうち、商業サービス業 B に副業として働く人)の比率(0.24 と 0.108)をそれぞれ、1905 年～1920 年、および 1930 年～1940 年に適用し、1920 年から 1930 年の間は、1920 年と 1930 年の比率を直線補間で繋いで算出している。また、1905 年以前については一律 0.3 としている(大川他(1974)p. 142)。

副業者にかんするデータは非常に乏しいため、このような方法を探らざるを得なかったという事情は理解できるが、算出された副業者数の推計値は、副業者比率の切換によって大きく変動し、その系列がジグザグになってしまっている。おそらく、この変動を合理的に説明する術はないだろう。

本稿では、この副業者推計を少しでも改善すべく、戦前期日本における副業者数の動向にかんして以下のような仮説をたて、再推計を試みることにした。商業サービス業 B における副業が、先述の通り農家の副業として始まったとすると、商業サービス業 B の本業者は、これら農家における副業者が本業者へと転化していくことで生み出されていったと考えられる。つまり、有業人口に占める農業人口の比率が高い段階では、商業サービス業 B を副業として営むものが相対的に多く、その後、農業人口比率の低下(=非農化)にともない、商業サービス業 B 副業者の本業者化が進行していくことになる。

むろん、非農化および商業サービス業 B 本業者の増加が、そのまま同産業における副業者の減少につながるかどうかは必ずしも自明ではなく、副業から本業への移行にかんする上述の図式は検証すべき仮説の一つでしかない。しかし、その検証のための史料は乏しいのが現実である。なぜなら、この仮説を検証するためには、農業や工業等、商業・サービス業以外を本業とする人々が、どの程度商業サービス業を副業としているのかを示すデータ、つまり本業・副業マトリクスが必要であり、戦前の日本にかんするこの種のデータは非常に少ないからである¹³⁾。ここでは、その数少ない史料を駆使して、上述の仮定に基づいた副業者推計を試みる。具体的には、1879 年(明治 12 年)の山梨県を対象とした『甲斐国現在人別調』および 1925 年(大正 14 年)の静岡県を対象とした『大正十四年国勢

調査並職業調査結果報告』に掲載された郡別の本業・副業マトリクスデータを用いる。

3.3.2 史料

両史料の概要について簡単に触れておこう。『甲斐国現在人別調』については、既によく知られているとおり、1879 年に杉享二が山梨県で実施した、パイロットセンサスともいべき人口調査の結果をとりまとめたものである。同書中には、職業にかんして本業は大分類、副業(同書中では兼業と記載されている)については小分類で分類された本業・副業マトリクスデータが郡別に掲載されている。静岡県の『大正十四年国勢調査並職業調査結果報告』は、1925 年に実施された国勢調査(いわゆる小調査)の際に、静岡県が独自に職業調査を実施し、その結果を表章したものである。同書には、本業・副業ともに大分類で分類された郡別の本業・副業マトリクスが掲載されている。

山梨県の『甲斐国現在人別調』における副業(兼業)の定義は、明確に規定されていない。これは、本業についても同様で、ただ、「職業者ハ其巧拙ニ拘ハラズ先ツ一人前ノ働キアル者ヲ定規トナス」とし、「一人前トハ自分ノ職業ヲ以テ其身ノ衣食ヲ賄ヒ得ル者ヨリ以上ヲ云フ」との説明書きが付け加えられているのみである(統計院(1872)p. 16)。また、副業の規定に関係するものとして「但シ本業ノ他ニ少々ツノノ仕事アリト雖モ別ニ兼業ト名クルニ足ラサルモノハ其本業ノミヲ書シ餘業ハ書スルニ及ハス」との記述があり、基本的に本業、副業の決定は被調査主体(場合によっては調査主体)の主観に委ねられるところが大きかったと考えられる。また、これも明確な規定はないが、同書の結果表に付されている注をみると、複数の副業を回答することが許されていたようである。

一方、静岡県のデータの場合、国勢調査の付帯調査であるので、本業・副業の定義は国勢調査の定義に準じていると考えられる。大正 9 年国勢調査の申告書記入心得によれば、「職業二種以上アル者ハ主ナ職業及地位ヲ本業ノ欄ニ記入シ、其ノ次ノ重ナ職業及地位ヲ副業ノ欄ニ記入スルコト」、「主ナ職業トハ主トシテ一身ヲ委ネルモノヲイヒ、其ノ區別ヲ為シ難キトキハ収

表 2. 回帰分析の結果
被説明変数：非商業・交通業本業者による商業・交通業副業率

人口密度	-0.0023052 (3.64)**
農林水産業比率	1.508594 (2.84)*
定数項	-4.096903 (9.58)**
サンプル数	22
自由度修正済決定係数	0.57

注) 被説明変数はロジスティック変換を
はどこして推計。
括弧内は t 値。

*5% 水準で有意, **1% 水準で有意。

入ノ最も多い「モノライフ」と規定されている。伊藤繁はこの規定を引用した上で、国勢調査においては「2 種類以上の職業がある場合、まず上の基準に照らして本業を決め、次に本業以外の職業の中から同様に副業を一つ決めていたとみてよい」としている(伊藤(1985) p. 223)。このように、両調査の副業の規定は大きく異なっているため、それぞれの調査から得られるデータにも何らかのバイアスが生じている可能性が高い。しかし、このバイアスを取り除くことは困難であるため、分析にあたっては特に調整を加えていない。

3.3.3 推計

両調査のデータから市部を入れ込んだ郡別(山梨県: 9 郡, 静岡県 13 郡)の本業・副業マトリクスを作成し、以下の式を最小自乗法で推定した。

$$R_e = \alpha + \beta_1 R_p + \beta_2 P + u$$

ここで R_e は、商業サービス業(LTES の商業サービス業 B に相当)および交通通信業以外の産業に属する本業者のなかで、商業サービス業もしくは交通通信業を副業とするものの割合をロジスティック変換したもの、 R_p は全有業者に占める農林水産業者の割合、 P は都市化の指標としての人口密度である¹⁴⁾。 R_e に商業サービス業 A には含まれない交通通信業を含めたのは、『甲斐国現在人別調』の産業大分類「通達融通」に金融と交通通信業が合算されており、両者の分離が難しいという史料上の理由による。しかし、『国民所得』では、交通通信業の所得推計についても所得アプローチ(一部、生産アプローチ)が用いられているにもかかわらず、副業者は考慮されていないため、ここで合わせて推計することには一定の意義はあろう。また、

R_e の算出において、本業者から商業サービス業および交通通信業を除いたのは、同産業の本業者所得が自産業内の副業分をすでに含んでいるとの想定に基づいている。

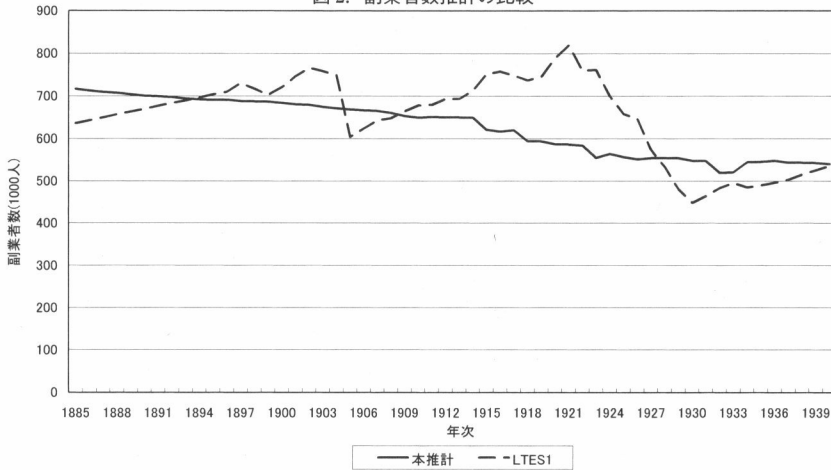
推計結果は表 2 の通りである。 R_p の符号はプラス、 P の符号はマイナスに有意になっており、この結果だけをみれば、非農化と都市化に伴って商業サービス業および交通通信業副業者が減少したという先の仮説は支持される。しかし、推計に用いたデータは山梨県と静岡県のクロスセクションデータであり、この結果を日本全国の、しかも時間的な変化に直接読み替えるのはいささか危険かもしれない¹⁵⁾。仮説の当否を確実なものとするためには更なる検討が必要であろう。ここではひとまず、推定された回帰式を副業者数推計のためのツールとしてのみ用いることにしたい。

回帰式による副業者数の推計には、有業者数、農林水産業者数、非商業サービス業有業者数、人口密度にかんする情報が必要である。有業者数は梅村他(1988)に掲載されたデータを用い、非商業サービス業有業者数については、同有業者数から、梅村=高松推計 II による商業サービス業 B 従業者数と、同じく新梅村推計による交通通信業従業者数(ただし、1885 年から 1905 年については、梅村=高松推計 II のトレンドを使って延長)を差し引いて求めた¹⁶⁾。農林水産業者数は、1906 年から 1940 年までについては、新梅村推計の値を用い、1885 年から 1905 年については、『労働力』において新梅村推計とは別途推計された農林業(第 10 表)および水産業(第 12 表)就業者数系列のトレンドで延長した(梅村他(1988) pp. 216-217 および pp. 226-227)。人口密度は総務省統計局公表のデータを用いた¹⁷⁾。

3.3.4 副業者数の推計結果

図 2 は、副業者数の推計結果と『国民所得』の副業者系列(LTES 1)とをあわせて示したものである。図を見ると分かるように、『国民所得』の副業者系列は、初期において過小、1920 年代において過大となっているものの、本推計は『国民所得』系列のトレンド線のようになっており、1940 年の時点において両者はほぼ等

図 2. 副業者数推計の比較



しい値になっている。

両者の間で最も差が大きいのは1920年前後の年次であり、1920年時点での両者の差は20万1千人となっている(ただし、本推計には交通通信業の副業者も含む)。これは、『国民所得』で用いられた1920年の商業部門の本業者・副業者比率(0.24)を算出する際に、副業者のなかに「本業なき従属者」の副業、いわゆる「本業なき副業者」が含まれていることが多分に影響していると考えられる(1920年国勢調査において商業部門に属する「本業なき副業者」の数は、15万8千人)¹⁸⁾。本推計で用いた山梨県と静岡県データのデータには「本業なき副業者」は含まれていないと考えられるため、その分、国勢調査の副業者数が過大になるわけである¹⁹⁾。1920年国勢調査の「本業なき副業者」をどのように取り扱うかについては、商業サービス業本業者数、ひいては有業人口全体の推計にも影響を与える大きな問題であり、本稿の範囲を超える²⁰⁾。ただ、本推計では「本業なき副業者」が本業者からも副業者からも欠落しているということは明記しておくべきであろう。

また、副業者所得の算出にあたっては、『国民所得』にならって、商業サービス業B雇用者の1人あたり所得の半額を副業者の所得としたが、本推計での副業者中には交通通信業副業者も含まれているため、推計方法の整合性の面で問題があるかもしれない。

4. 公務・自由業・家事使用人等所得の検討

本節では、商業サービス業Aの残りのカテゴリである、公務、自由業、家事使用人等所得の再推計を試みる。再推計の方針は商業サービス業Bと同じく、旧梅村推計に基づく同部門の有業人口を、

新梅村推計のものに取り替えるというものである。ただし、『国民所得』では、公務の有業人口は旧梅村推計ではなく、帝国統計年鑑をベースに別途推計されたものが使われているので、所得についても『国民所得』の値をそのまま用いることとし、梅村推計改訂の影響を受ける自由業、家事使用人等についてのみ再推計を試みた。

なお、1人あたり所得は、ベンチマーク年所得額については、自由業、家事使用人等ともに推計編の値、逆算値、再推計値が一致している。所得指数については、推計編に指数そのものの記載がない。自由業の所得指数については再推計を行い、逆算値と比較したところ1906年以降についてはほぼ一致している。それ以前の指数は、商業サービス業B所得の改定の影響をうけるため、若干の差が生じている。家事使用人等の所得指数については、推計方法が明確にされていないため再推計は行わず、逆算値をそのまま用いた。よって以下では有業者の再推計について取り上げることにする。

まず、説明が容易な家事使用人等を取り上げよう。家事使用人等とは、国勢調査分類の「その他の有業者及び職業不詳」に該当する分類である。本推計では、1906年から1919年までは新梅村推計の「家事使用者」と「他の産業」の合計、1920年から1940年までは同「家事使用人」と「他の産業」の合計として算出した。1906年以前については、『国民所得』の推計方法にならい、梅村ワークシートによるとされる

1875年における商業サービス業B有業者と家事使用人等有業者との比率19.1%と、1906年の同比率40.2%を定差補間したものを梅村=高松推計IIに乘じ、有業者数を求めた(大川他(1974)p.129)²¹⁾。

次に自由業であるが、旧梅村推計の自由業は公務(軍人を除く)と合わせて推計されていたため、『国民所得』では、公務(軍人を除く)の有業者数を帝国統計年鑑のデータをもとに推計し、これを旧梅村推計の公務自由業から差し引くことによって、自由業の有業者数を求めた。しかし、こうして求められた自由業有業者数は、当該年の国勢調査の数値にたいして約半分と大幅に過小な値になったため、国勢調査水準に一致するように補正を加えている(大川他(1974)p.127)²²⁾。

一方、本推計では、1920年から1940年までについては、新梅村推計の「宗教」、「医療・衛生」、「他のサービス」の合計として自由業有業者数を求めたが、1906年から1920年までについては、旧梅村推計と同じく、公務と自由業が合算された系列しか得られない。そこで、1920年から1940年までについては「官公吏」、「陸海軍」、「教育」、「宗教」、「医療・衛生」、「他のサービス」の合計を、1906年から1920年までについては「陸海軍」、「教育」、「他の公務及自由業」の合計を公務・自由業合算系列とみなして両者を接続し、この接続された系列と、先に求めた自由業有業者数系列(1920年-1940年)との比率を1920年から1922年の3ヶ年について算出し、その平均を1906年から1919年の公務・自由業合算系列にかけることで各年の自由業有業者数を求めた。1906年以前については、『国民所得』にならい、上記で推計した1906年から1908年までの家事使用人等と自由業の平均有業者比率を、家事使用人等の系列に乗じて求めた。

5. 推計結果

これまでに述べてきた有業者数と所得系列を用いて、商業サービス業A所得(国内純生産)を算出したものが、表3および表4である。表3は所得系列に『国民所得』からもとめた逆算値を、表4は今回再推計した値を用いている。

表3、表4ともに、公務、他産業からの受取利子、調整額(純間接税)は、『国民所得』の値を採り、表4の家事使用人等の系列は逆算値による系列である。

次に、『国民所得』所収の所得系列(LTES系列)、逆算所得による系列(逆算系列)および再推計所得による系列(再推計系列)の三つの系列を部門別に比較してみよう。図3、図4、図5が、それぞれ商業サービス業B、自由業、家事使用人等を比較したもので、LTES系列を1とした逆算系列、再推計系列それぞれの値を図にしたものである。

図3の商業サービス業Bでは、戦間期において逆算および再推計の両改訂系列が大きくLTESを上まわっている。これは、有業者にかんする高松=梅村推計の改訂に因るところが大きい。また、逆算系列と再推計系列の差は、ベンチマーク年1人あたり所得の違いによる(表1を再度参照のこと)。

図4の自由業は、1906年以降の逆算と再推計系列が一致していることから分かるように、有業者数改訂の影響によって、1900年ごろから1920年代後半にかけての所得が、LTESよりも大きくなっている。しかし、1906年を除いては、ほぼ10%前後の上昇にとどまっており、商業サービス業Bと比較するとその影響は小さいと言える。なお、1904年以前について、逆算系列と再推計系列に差が見られるのは、既に述べたとおり、再推計系列では、この期間の所得指数推計にあたって、改訂された商業サービス業Bの所得系列が用いられているためである。

図5の家事使用人等は、逆算値系列のみの推計となっている。よって、同図に示された1885年から1915年にかけての(LTESと比較した場合の)相対的過大とそれ以降の過小というパターンは、純粹に両系列の有業人口の差によるものである²³⁾。

最後に、すべての部門を統合した商業サービス業Aの系列をLTESと比較してみよう。図6がそれである。コンポーネントとしての比重が大きい商業サービス業Bの影響を強く受け、戦間期の値がLTES系列よりも逆算系列で最大15%、再推計系列では同7%上昇している。

表 3. 商業サービス業 A 純国内生産(逆算系列, 当年価格, 1885~1940)

(in millions of yen)

	商業サービス業 A	公務	自由業	家事使用人等	商業サービス業 B	本業者					副業者	他産業からの受取利子(控除)	調整額 (間接税補助金)
						企業				雇用者			
						法人	個人						
								納税	免税				
1885	268	24	13	18	193						32	3	20
1886	263	28	12	18	183						29	4	22
1887	260	30	12	18	179						27	4	21
1888	256	32	13	18	175						27	5	17
1889	273	32	13	21	186						29	6	21
1890	325	33	16	25	229						30	6	22
1891	314	33	16	24	218						31	6	22
1892	337	33	18	28	232						34	7	26
1893	337	34	19	28	228						33	10	29
1894	400	61	21	31	256						35	11	31
1895	438	71	23	34	275						37	14	35
1896	439	49	26	38	284						39	17	42
1897	535	45	32	48	364						48	15	46
1898	649	51	37	56	450						55	19	55
1899	664	53	36	55	454	11	383	145	238	32	53	25	66
1900	787	61	42	63	546	18	463	175	287	37	58	29	75
1901	773	73	42	63	521	17	437	166	271	36	57	27	75
1902	797	78	44	66	533	18	448	170	279	38	58	29	77
1903	876	110	49	74	560	19	473	178	294	41	60	32	82
1904	971	157	51	79	585	20	493	187	306	43	61	32	99
1905	1,116	180	53	84	658	25	555	209	346	48	65	35	140
1906	1,145	160	65	90	674	28	582	220	362	46	67	49	157
1907	1,118	112	66	92	670	25	573	217	356	48	72	49	178
1908	1,184	104	74	109	713	27	600	227	373	58	76	47	183
1909	1,184	109	77	107	694	25	572	216	356	73	73	48	196
1910	1,195	120	78	105	688	25	558	211	347	86	73	54	204
1911	1,346	128	86	112	758	30	616	235	381	96	79	62	262
1912	1,418	132	87	118	821	37	664	251	413	106	83	69	260
1913	1,457	130	93	123	859	41	694	262	432	111	87	74	253
1914	1,407	137	90	132	812	40	659	249	410	107	81	75	236
1915	1,489	144	95	129	914	48	753	284	468	116	75	78	207
1916	1,851	153	105	139	1,246	84	1,025	387	637	142	88	93	208
1917	2,397	161	143	168	1,661	184	1,340	506	834	164	102	128	264
1918	2,783	183	222	252	1,762	170	1,416	536	880	231	132	188	365
1919	4,180	244	344	423	2,702	312	2,088	790	1,298	361	200	260	467
1920	4,406	337	376	340	2,783	385	1,959	740	1,219	515	203	278	570
1921	4,745	403	502	398	2,830	310	2,084	789	1,295	528	216	308	612
1922	5,000	434	525	397	2,875	330	2,080	786	1,293	575	211	320	768
1923	5,016	441	531	426	2,853	281	2,047	774	1,273	672	200	348	766
1924	5,260	453	522	327	3,221	362	2,250	851	1,398	765	209	364	736
1925	5,539	492	546	375	3,337	372	2,297	868	1,429	851	208	391	789
1926	5,690	538	573	351	3,406	351	2,302	871	1,431	959	205	412	823
1927	5,573	577	526	280	3,332	294	2,151	739	1,412	1,048	210	371	858
1928	5,988	600	554	311	3,609	357	2,259	740	1,519	1,122	210	339	913
1929	5,901	613	561	330	3,447	317	2,093	726	1,367	1,156	207	326	950
1930	5,336	589	517	275	3,283	281	1,936	611	1,325	1,186	188	308	672
1931	4,655	555	515	256	2,748	185	1,622	468	1,154	1,071	171	301	581
1932	4,990	556	523	238	3,145	259	1,871	518	1,353	1,144	164	293	528
1933	5,683	575	607	293	3,662	362	2,131	604	1,527	1,274	169	275	546
1934	6,206	551	607	329	4,097	457	2,352	715	1,637	1,369	187	268	622
1935	6,200	556	617	344	4,017	412	2,261	717	1,544	1,423	188	267	666
1936	6,477	571	657	343	4,183	464	2,348	779	1,569	1,457	190	276	724
1937	7,090	766	778	340	4,389	523	2,427	874	1,553	1,542	205	308	817
1938	7,391	780	880	353	4,455	545	2,420	964	1,456	1,604	221	334	923
1939	8,283	848	1,078	372	4,924	680	2,669	1,140	1,529	1,750	237	411	1,061
1940	9,539	977	1,277	406	5,316	715	2,872	1,414	1,458	1,960	259	491	1,562

注) 公務, 他産業からの受取利子, 調整額は『国民所得』の系列をそのまま採用。副業者には交通通信業の副業者を含む。

表 4. 商業サービス業 A 純国内生産(再推計系列, 当年価格, 1885~1940)

(in millions of yen)

	商業サービス業A	公務	自由業	家事使用人等	商業サービス業B	本業者				副業者	他産業からの受取利子(控除)	調整額 (間接税-補助金)	
						企業							雇用者
						法人	個人						
								納税	免税				
1885	280	24	12	18	206						32	3	20
1886	281	28	12	18	201						29	4	22
1887	280	30	12	18	198						27	4	21
1888	275	32	13	18	195						27	5	17
1889	297	32	14	21	209						29	6	21
1890	351	33	16	25	255						30	6	22
1891	338	33	16	24	242						31	6	22
1892	362	33	18	28	258						34	7	26
1893	368	34	18	28	259						33	10	29
1894	435	61	20	31	292						35	11	31
1895	479	71	22	34	317						37	14	35
1896	487	49	24	38	334						39	17	42
1897	583	45	30	48	414						48	15	46
1898	709	51	35	56	512						55	19	55
1899	674	53	36	55	464	11	397	158	238	29	53	25	66
1900	779	61	41	63	539	18	461	184	277	32	58	29	75
1901	780	73	41	63	529	17	449	179	270	33	57	27	75
1902	798	78	42	66	535	18	454	181	273	34	58	29	77
1903	874	110	46	74	561	17	480	191	289	36	60	32	82
1904	962	157	49	79	579	18	493	197	297	39	61	32	99
1905	1,116	180	53	84	659	23	562	224	338	43	65	35	140
1906	1,150	160	65	90	679	30	589	235	354	42	67	49	157
1907	1,118	112	66	92	670	25	579	231	348	43	72	49	178
1908	1,173	104	74	109	703	28	595	237	358	51	76	47	183
1909	1,177	109	77	107	687	25	573	228	344	65	73	48	196
1910	1,173	120	78	105	666	25	546	218	329	76	73	54	204
1911	1,333	128	86	112	745	32	611	244	368	85	79	62	262
1912	1,392	132	87	118	795	37	650	259	391	93	83	69	260
1913	1,441	130	93	123	842	41	688	274	414	100	87	74	253
1914	1,414	137	90	132	819	41	675	269	406	97	81	75	236
1915	1,474	144	95	129	899	45	751	299	451	106	75	78	207
1916	1,792	153	105	139	1,188	83	984	392	592	125	88	93	208
1917	2,381	161	143	168	1,645	190	1,330	530	800	151	102	128	264
1918	2,760	183	222	252	1,739	166	1,417	565	852	212	132	188	365
1919	4,065	244	344	423	2,587	310	2,008	801	1,207	328	200	260	467
1920	4,304	337	376	340	2,681	384	1,905	760	1,145	468	203	278	570
1921	4,610	403	502	398	2,696	307	2,003	799	1,204	477	216	308	612
1922	4,820	434	525	397	2,695	317	1,970	785	1,184	518	211	320	768
1923	4,829	441	531	426	2,665	280	1,934	771	1,163	598	200	348	766
1924	5,051	453	522	327	3,013	361	2,132	850	1,282	675	209	364	736
1925	5,284	492	546	375	3,082	371	2,146	856	1,290	747	208	391	789
1926	5,406	538	573	351	3,121	349	2,141	854	1,287	837	205	412	823
1927	5,257	577	526	280	3,016	293	1,988	722	1,265	897	210	371	858
1928	5,661	600	554	311	3,282	356	2,093	726	1,367	962	210	339	913
1929	5,593	613	561	330	3,140	315	1,952	717	1,236	991	207	326	950
1930	5,024	589	517	275	2,971	281	1,793	600	1,193	1,017	188	308	672
1931	4,398	555	515	256	2,491	182	1,470	451	1,019	968	171	301	581
1932	4,727	556	523	238	2,882	259	1,724	508	1,216	1,028	164	293	528
1933	5,365	575	607	293	3,344	363	1,990	600	1,391	1,096	169	275	546
1934	5,837	551	607	329	3,727	453	2,186	705	1,481	1,170	187	268	622
1935	5,873	556	617	344	3,690	414	2,133	718	1,415	1,222	188	267	666
1936	6,172	571	657	343	3,878	461	2,237	786	1,452	1,265	190	276	724
1937	6,755	766	778	340	4,054	519	2,309	878	1,431	1,328	205	308	817
1938	7,145	780	880	353	4,209	541	2,379	997	1,381	1,402	221	334	923
1939	8,069	848	1,078	372	4,710	678	2,659	1,193	1,467	1,547	237	411	1,061
1940	9,313	977	1,277	406	5,090	712	2,877	1,479	1,398	1,733	259	491	1,562

注) 公務, 他産業からの受取利子, 調整額は『国民所得』の系列をそのまま採用, 家事使用人等は逆算系列, 副業者には交通通信業の副業者を含む。

図 3. 商業サービス業 B 所得の比較 (LTES=1)

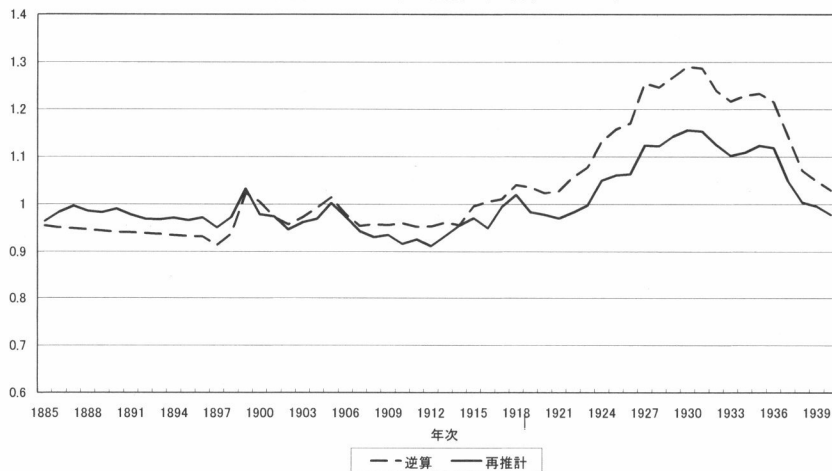


図 4. 自由業所得の比較 (LTES=1)

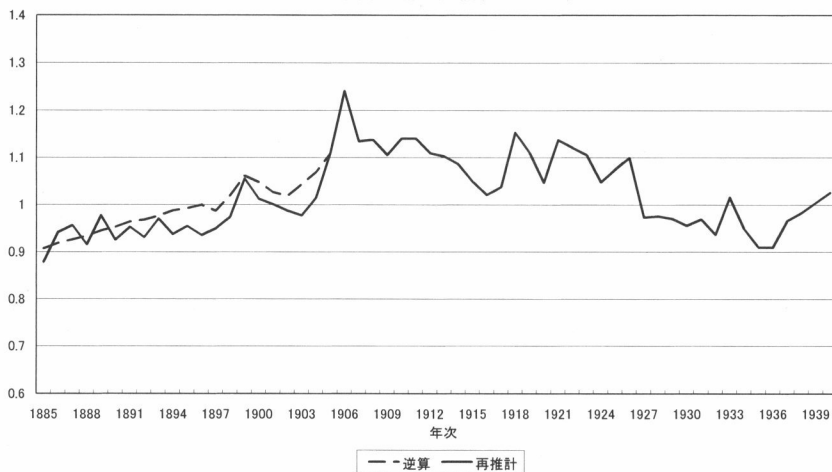


図 5. 家事使用人所得の比較 (LTES=1)

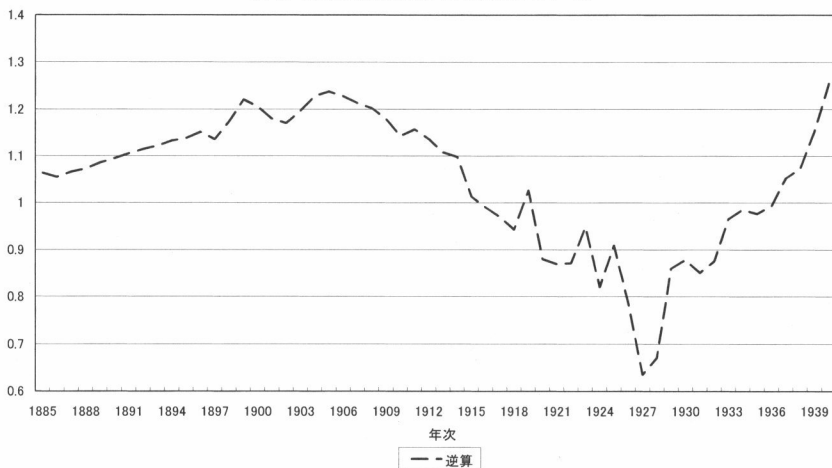
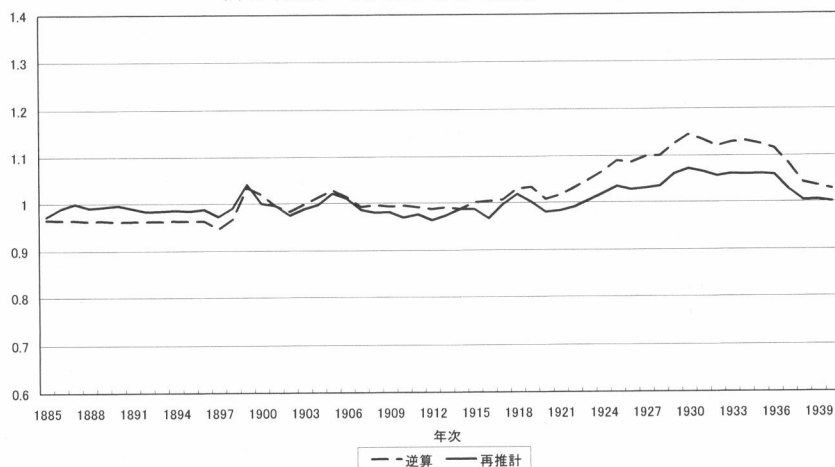


図 6. 商業サービス業 A 所得の比較(LTES=1)



商業サービス業 A の総 NDP に占める割合は 3 分の 1 程度であるから、戦間期の総 NDP を 5% もしくは 2% 程度上昇させるということの意味する。これは決して少なくない上昇率であろう。逆算系列と再推計系列のどちらの推計値を採用するにしても、戦間期における商業部門所得は、『国民所得』で想定されているよりも高く、その成長率も高かった。これが今回の推計結果が合意するところであり、梅村 = 高松推計 I から II への改訂結果からも予想された結論であろう。

6. おわりに

本稿の締めくくりとして、本稿で推計された二つの系列、逆算系列と再推計系列のどちらを採るべきかを考えたい。

再推計系列は、可能な限り原資料にあたって所得系列を再推計したものであるので、この系列を本稿における第一の推計値としたい。しかし、この推計値にも留意すべき点がある。本論中で述べたとおり、『国民所得』や関連の文献に記載されている推計方法は、時に簡略化されて記述されており、その推計方法にのっとって再推計をした場合、本来意図されていたものとは全く異なる数値が算出されてしまう場合がある。職員賃金のベンチマーク年 1 人あたり所得は、その好例であろう。このケースでは、他の文献に別の推計方法が記載されていたため、推計された数値と『国民所得』記載の数値との差は小さくなったが、それでも、再推計された値

は『国民所得』とは異なったものになった。また、家族従業員所得の取り扱いについても、不明瞭な点が残されている。これは、本稿の再推計系列がどれだけ『国民所得』における推計者の意図なり方法論なりを再現できているのか、という点にやや疑問が残るということを意味

している。

一方、逆算系列はどうだろうか。こちらは、建前上は『国民所得』で実際に使われた所得系列をそのまま使っていることになっており、高松信清が高松 = 梅村推計を改訂することで目指したものも、この系列であったといえるかもしれない。しかし、雇用者所得のように『国民所得』推計編に記載されている値と、逆算値とが一致しないケースもあり、必ずしも「堅い」推計とは言い得ない面が残されている。また、商業サービス業 B 所得が、戦間期において LTES 系列よりも 30% 近く大きくなるという推計結果は、そのパーセンテージだけを見るといささか過大なのではないかという印象を与える。

いずれにせよ、どちらの推計値がより実態を反映しているのかについては、今後、これらの推計値を用いた分析がなされていくなかで明らかになることであり、現時点では明確な答えを出すことは難しい。さらに、本論中でもふれた副業者推計の改善に加えて、今回は『国民所得』の原系列をそのまま用いた、調整項目(間接税 - 補助金)および他産業からの受取利子の再推計など、本稿の推計には課題も多く残されている。今後、分析と推計の両面からさらなる検討を加えていくことにしたい。

(一橋大学経済研究所)

注

1) LTESの改定作業は、すでに宇都宮浄人によって先鞭が付けられている。宇都宮は篠原三代平によって推計された個人消費支出について、原資料にさかのぼって改訂を試みている。宇都宮(2007)を参照のこと。

2) 明治・大正期に刊行された各府県の警察統計に掲載されている、取締営業者数のデータの利用はその可能性の一つである。しかし、同データは十分に整理されていないため、利用可能な状態になるまでに相当な時間を要するであろう。

3) 交通通信業については、一部、生産アプローチも用いられている。なお、インドにかんするSivasubramanian(2000)や、台湾にかんする溝口編(2008)のような各国の長期経済統計推計においても、第三次産業所得の推計に所得アプローチが部分的に採用されている。

4) しかし、実際には旧梅村推計商業有業者数と梅村=高松推計Iとの間には、無視できない差が生じている。具体的には戦間期について、旧梅村推計の有業者数の方が梅村=高松推計Iよりも大きくなっている(ただし、後述の新梅村推計と比較した場合よりも、その差は小さい)。このような差が生じた理由は不明であるが、大胆に推測すると、梅村=高松推計Iは、戦前における商業サービス業B有業者数は1940年に最大となるという前提のもとに推計されたのではないだろうか(後述の図1も参照のこと)。

5) 『国民所得』で用いられた商業サービス業Bの従業地位別有業人口の推計方法について、高松は別のところで解説を与えている。そこでは、「本推計で用いた有業者総数は、梅村推計[旧梅村推計のこと——引用者注]に基づき作成された1905~40年間の系列である。梅村推計はその後若干改訂されたから、ここで用いた系列とは多少異なっている」としている(高松(1975)p.544)。

6) 英語版における改訂点については、秋山(1989)第3章が参考になる。同書はLTES全体の推計体系を概観するものであるが、1988年に刊行された『労働力』および『貯蓄と通貨』はその検討対象に含まれていない。

7) 厳密にいうと、新梅村推計自体も何度か改訂されており、1973年に『経済研究』誌上に発表されたものと、Ohkawa, Kazushi and Miyoshi Shinohara eds. (1979)に掲載されているもの、そして『労働力』に掲載されているものとは、それぞれ数値が異なっている。ただし、以下で示すような新旧梅村推計間に見られる商業サービス業B有業者数のトレンドの差は、1973年の改訂によって初めて生じたものであり、それ以後大きく変化していない。

8) ただし、梅村=高松推計IIでは、個人業主の納税、免税分割はおこなっていない。本稿では、高松(1975)に基づき「1885~1926年は個人業主の3分の1を納税業者、3分の2を免税業者に区分し、1927~40年は文字通り現実の納税・免税により区分」した(高松(1975)pp.545-546)。この措置により、1927年から1940年の個人業主(納税業主)数は、梅村=高松推計IとBで一致する。なお、『国民所得』では、全期間に

ついて「個人業主の3分の1を納税者、3分の2を免税点以下として扱った」と読めるような解説がなされているが、実際には、1927年から1940年の個人業主数は現実の納税・免税によって分割されている(大川他(1974)p.130)。

9) 『国民所得』では、出典として内閣統計局(1933)p.144となっているが、これはp.141の誤りと思われる(大川他(1974)p.140注18)。

10) ここで注意したいのは、職員賃金の推計方法である。『国民所得』に記載されている推計方法をそのまま適用すると、職員の1人あたり所得は1032円になる。ここでは、統計研究会長期経済統計研究委員会(1969)p.100に記載の方法を用いた。同書における推計結果は推計方法が異なるにもかかわらず『国民所得』と同じ1160円である。

11) 大川他(1974)p.139の注15を参照のこと。

12) 本項の記述は、2007年9月に一橋大学で開催されたHi-Stat Workshop Week on Historical Statistics, Historical Occupational Structures: Asian and European Perspectivesでの報告論文Saito and Settsu (2007)の一部を改訂したものである。

13) 戦前期の副業にかんする統計調査については、伊藤(1985)および伊藤(1988)を参照のこと。

14) 人口密度の算出にあたって、山梨県の郡面積は『山梨県統計書』明治16年版の数値を、静岡県は大正9年国勢調査府県編の数値を用いた。

15) 特に、都市化にともなって副業機会が単調に減少したという主張は、明らかに強すぎるだろう。都市における副業機会が、都市化の更なる進展によってどのように変化したのかについては、今後の検討課題としたい。

16) 新梅村推計は、推計の際に依拠する史料の違いから1906年から1920年までの内地人系列(年央現在値)と、1920年から1940年までの全有業者系列(10月1日現在値)との二つの系列で構成されているため、1920年の両系列の比率を1906年から1920年の系列に乗じて両系列を接続した。以下、本稿で新梅村推計の値を用いる際は、同様の処理を施している。

17) データは総務省統計局のホームページからダウンロードできる。<http://www.stat.go.jp/data/chouki/zuhyou/02-01.xls>(2008年11月アクセス)

18) 佐藤正広によれば、1920年国勢調査における「本業なき従属者」による副業とは、基本的には内職を指すものであった(内職を「本業なき従属者」による副業と定義した、とするほうが正確かもしれない)が、実際には農家における養蚕等、本業に類する職業が「本業なき副業」として申告されていたという。なお、1930年の国勢調査においては、「本業なき従属者」による副業というカテゴリは設けられず、これと類似のカテゴリである無業者による副業数の全有業者数に対する比率をみると、1920年国勢調査の「本業なき副業」と全有業者数との比率と比較して著しく低下した(佐藤(2002)第11章参照)。

19) 『甲斐国現在人別調』では内職者は別途計上されており、本推計では本業者総数から除かれている。ただし、内職者による副業があった場合には、それは

副業者数に含まれ分離できない。このような内職者による副業、いうなれば「本業なき副業者」の副業」がどの程度存在していたのかについては、まったく不明である。静岡県『大正十四年国勢調査並職業調査結果報告』では、内職を「本業なき従属者」による副業と定義するという1920年国勢調査の規定がそのまま引き継がれていたが、本稿で用いた本業・副業マトリクスに「本業なき副業者」が含まれているかどうかについては明記されていない。伊藤繁は、この点について1920年国勢調査の結果と比較の上検討し、本業・副業マトリクスには「本業なき副業者」は含まれていないと結論している(伊藤(1985)p. 232注40, 注の内容はp. 243)。

20) 『労働力』の有業人口は本業ベースで推計されており、「本業なき副業者」は無業者としてあつかわれている。一方、『アジア長期経済統計1 台湾』では、有業者に「本業なき副業者」を含めている(溝口編(2008)pp. 57-58)。

21) 『国民所得』では、旧梅村推計の家事使用人等有業者に含まれる日傭を取り除くため、一律0.8を乗じたものを家事使用人等有業者数としているが、新梅村推計ですでに日傭が取り除かれ、各産業に分配されているため、ここではこの処理はおこなわない(大川他(1974)p. 127および梅村他(1988)p. 95)。

22) これはつまり、『国民所得』における公務の有業者数が、国勢調査の数値と比較して過大になっていることを意味している。この点について『国民所得』では、「本推計が国勢調査よりも公務を多く見込んでいることになる。この差がいかなる理由によるか明らかにしがたいが、陸海軍人数が、秘密保持のために歪められて報告されているため、その影響が公務をも過小に表す結果となったのではなかろうか」としている(大川他(1974)p. 127)。

23) 尾高煌之助によって(女中、下女、家政婦からなる)女性の家事使用人の賃金(日給)の推計がなされている(Odaka (1993))。尾高は、女性家事使用人有業者数のデータを『労働力』から(ただし、1905年以前については尾高による推計値)、日給を『長期経済統計8 物価』からとっている。尾高論文に掲載されているデータから、年間の労働日数を一定と仮定して総賃金の系列を算出すると、1910年代末に上昇、1920年代半ばに下降、さらに1930年代半ばに再度上昇という動きを示す。これは、本稿で推計した家事使用人等所得のトレンドと一致する。

参考文献

- 秋山涼子(1989)『LTES データベース解説』統計資料シリーズ: No. 34 一橋大学経済研究所日本経済統計情報センター。
- 江見康一・伊東政吉・江口英一(1988)『長期経済統計5 貯蓄と通貨』東洋経済新報社。
- 伊藤繁(1985)「大正期日本の農村副業」崎浦誠治編著『経済発展と農業開発』農林統計協会。
- (1988)「明治・大正期の兼業・副業統計」梅村又次他『長期経済統計2 労働力』東洋経済新報社。
- 溝口敏行編(2008)『アジア長期経済統計1: 台湾』東洋経済新報社。
- 内閣統計局(1933)『大正九年国勢調査記述編』。
- 大川一司編(1956)『日本経済の成長率』岩波書店。
- 他(1967)『長期経済統計8 物価』東洋経済新報社。
- 他(1974)『長期経済統計1 国民所得』東洋経済新報社。
- 斎藤修(2008)『比較経済発展論』岩波書店。
- ・西川俊作(2007)「徳川日本の所得分布——1840年代の長州経済——」『経済研究』第58巻第4号, pp. 289-301。
- 佐藤和夫(1979)「長期経済統計の評価と吟味」『経済研究』第30巻第1号, pp. 10-19。
- 佐藤正広(2002)『国勢調査と日本近代』岩波書店。
- 静岡県知事官房統計課(1928)『大正十四年国勢調査並職業調査結果報告』。
- 高松信清(1975)「商業・サービス業の従業場の地位別有業者数」, 大川一司・南亮進編『近代日本の経済発展: 「長期経済統計」による分析』東洋経済新報社。
- 統計院(1882)『甲斐国現在人別調』。
- 統計研究会長期経済統計研究委員会(1967)『長期経済統計整備改善に関する研究—資本ストック, 労働力および賃金—』経済企画庁経済研究所。
- (1969)『長期経済統計整備改善に関する研究 [III]—昭和43年度報告書—』経済企画庁経済研究所。
- 東京市役所(1933)『東京市民の所得調査』。
- 梅村又次(1973)「産業別雇用の変動: 1880~1940年」『経済研究』第24巻第2号 pp. 107-116。
- 他(1988)『長期経済統計2 労働力』東洋経済新報社。
- 宇都宮浄人(2007)「個人消費支出からみた戦間期の景気変動: LTES 個人消費支出の再推計」日本銀行金融経済研究所ディスカッションペーパーシリーズ No. 2007-J-26。
- 安場保吉(1989)「大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期経済統計』全14巻について」『経済研究』第40巻第4号, pp. 335-338。
- Odaka, Konosuke (1993) "Redundancy Utilized: the Economics of Female Domestic Servants in Pre-war Japan," Janet Hunter ed. *Japanese Women Working*, Routledge.
- Ohkawa, Kazushi and Miyohei Shinohara eds. (1979) *Patterns of Japanese Economic Development: A Quantitative Appraisal*, Yale University Press.
- Saito, Osamu and Tokihiko Settsu (2007) "Unveiling Rural By-employment Patterns and Its Implications for National Income Estimates in Early Phases of Japan's Industrialisation," Conference paper for *Hi-Stat Workshop Week on Historical Statistics, Historical Occupational Structures: Asian and European Perspectives*, in Hitotsubashi University.
- Sivasubramanian, S. (2000) *The National Income of India in the Twentieth Century*, Oxford University Press.